

令和 6 年度から適用される減算一覧

	概要	加算等	要件	内容・変更点
(1)	虐待防止の適正化	虐待防止措置未実施減算【新設】	①虐待防止委員会を定期的に開催し、その内容について従業者に周知徹底を図ること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ③上記措置を適切に実施するための担当者を設置すること。	所定単位数の 1 %を減算
(2)	身体拘束の適正化	身体拘束廃止未実施減算【変更】	①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ②身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③身体拘束等の適正化のために指針を整備すること。 ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。	施設・居住系サービス 5 単位→10%の減算に変更 訪問・通所系サービス 5 単位→ 1 %の減算に変更
(3)	情報公表に係る報告	情報公表未報告減算【新規】	障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）上で情報が公表されているか。	施設・居住系サービス →10%の減算 訪問・通所系サービス → 5 %の減算
(4)	感染症や防災対策の充実強化	業務継続計画未策定減算【新規】	①感染症や非常災害の発生時における、継続的なサービス提供体制の構築するために行継続計画を策定すること。 ②当該業務継続計画に従い、研修・訓練等必要な措置を講じること。	3 %又は 1 %の減算

対象となるサービス種別

	概要	内容	対象サービス種別
(1)	虐待防止の適正化	1 %減算	全サービス
(2)	身体拘束の適正化	10%減算	障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
		1 %減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）
(3)	情報公表に係る報告	10%減算	療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
		5 %減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）
(4)	感染症や防災対策の充実強化	3 %減算	療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
		5 %減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）